

上山市議会会議録

第502回定例会

本会議最終日

(令和2年6月22日)

令和2年6月22日（月曜日） 午前10時 開議

~~~~~

### 議事日程第3号

令和2年6月22日（月曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第43号 上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 請願第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出に関する件

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 3 議第44号 上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第45号 上山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出に関する件

（予算特別委員長報告）

- 日程第 6 議第42号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第5号）

（閉会中継続審査申出）

- 日程第 7 請願第3号の継続審査の申出について
- 日程第 8 請願第5号の継続審査の申出について

（追加議案）

- 日程第 9 議第46号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議会案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 日程第11 議会案第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

（閉会中継続調査申出）

- 日程第12 常任委員会（総務文教、産業厚生）及び議会運営委員会の所管事務の調査について  
（閉 会）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

### 出席議員氏名

出席議員（15人）

|     |   |   |   |   |    |     |    |   |   |   |     |    |
|-----|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|-----|----|
| 1番  | 谷 | 江 | 正 | 照 | 議員 | 2番  | 石  | 山 | 正 | 明 | 議員  |    |
| 3番  | 佐 | 藤 | 光 | 義 | 議員 | 4番  | 守  | 岡 |   | 等 | 議員  |    |
| 5番  | 高 | 橋 | 要 | 市 | 議員 | 6番  | 棚  | 井 | 裕 | 一 | 議員  |    |
| 7番  | 尾 | 形 | み | ち | 子  | 議員  | 8番 | 長 | 澤 | 長 | 右衛門 | 議員 |
| 9番  | 川 | 口 |   | 豊 | 議員 | 10番 | 中  | 川 | と | み | 子   | 議員 |
| 11番 | 神 | 保 | 光 | 一 | 議員 | 12番 | 枝  | 松 | 直 | 樹 | 議員  |    |
| 13番 | 川 | 崎 | 朋 | 巳 | 議員 | 14番 | 高  | 橋 | 義 | 明 | 議員  |    |
| 15番 | 大 | 沢 | 芳 | 朋 | 議員 |     |    |   |   |   |     |    |

欠席議員（0人）

---

### 説明のため出席した者

|   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|--|
| 横 | 戸 | 長 | 兵 | 衛 | 市   | 長 | 塚 | 田 | 哲 | 也 | 副 | 市 | 長 |     |   |   |   |   |   |   |  |
| 尾 | 形 | 俊 | 幸 |   | 席   | 務 | 課 | 長 | 冨 | 士 | 英 | 樹 | 市 | 政   | 戦 | 略 | 課 | 長 |   |   |  |
|   |   |   |   |   | (併) | 選 | 挙 | 管 | 理 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務   | 局 | 長 |   |   |   |   |  |
| 平 | 吹 | 義 | 浩 |   | 財   | 政 | 課 | 長 | 前 | 田 | 豊 | 孝 | 税 | 務   | 課 | 長 |   |   |   |   |  |
| 木 | 村 | 昌 | 光 |   | 市   | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 鈴 | 木 | 直 | 美   | 健 | 康 | 推 | 進 | 課 | 長 |  |
| 鏡 |   | 裕 | 一 |   | 福   | 祉 | 課 | 長 | 齋 | 藤 | 智 | 子 | 子 | ど   | も | 子 | 育 | て | 課 | 長 |  |
| 鈴 | 木 | 英 | 夫 |   | 商   | 工 | 課 | 長 | 佐 | 藤 |   | 毅 | 観 | 光   | 課 | 長 |   |   |   |   |  |
| 漆 | 山 |   | 徹 |   | 農   | 林 | 夢 | づ | く | り | 課 | 長 | 須 | 貝   | 信 | 亮 | 建 | 設 | 課 | 長 |  |
|   |   |   |   |   | (併) | 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長   |   |   |   |   |   |   |  |
| 秋 | 葉 | 和 | 浩 |   | 上   | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 武 | 田 | 浩 | 会   | 計 | 管 | 理 | 者 |   |   |  |
|   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |   |   |   | (兼) | 会 | 計 | 課 | 長 |   |   |  |

|      |                   |      |                     |
|------|-------------------|------|---------------------|
| 佐藤浩章 | 消防長               | 古山茂満 | 教育委員会<br>会長         |
| 土屋光博 | 教育委員会<br>管理課 会長   | 遠藤靖  | 教育委員会<br>学校教育課 会長   |
| 大澤泰雄 | 教育委員会<br>生涯学習課 会長 | 高橋秀典 | 教育委員会<br>スポーツ振興課 会長 |
| 板垣郁子 | 選挙管理委員会<br>委員 会長  | 花谷和男 | 農業委員会<br>会長         |
| 大和啓  | 監査委員              | 舟越信弘 | 監査委員<br>局長          |

---

### 事務局職員出席者

|      |      |      |     |
|------|------|------|-----|
| 金沢直之 | 事務局長 | 鈴木淳一 | 副主幹 |
| 渡邊高範 | 主査   | 齋藤理恵 | 主任  |

---

### 開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る6月18日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果について、総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決するこ

とにいたしました。

次に、請願2件について、所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申出があるため、これを議決することにいたしました。

次に、追加議案であります、市長提案の議案1件及び議会案2件について、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。

最後に、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のある来年6月30日までの閉会中の事務調査について議決することにいたし、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員

長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第 1 議第 4 3 号 上山市市税
条例等の一部を改正する
条例の制定について外 1
件**

(総務文教常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第 1、議第 4 3 号及び日程第 2、請願第 4 号の計 2 件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義総務文教常任委員長 登壇〕

○佐藤光義総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案 1 件及び請願 1 件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第 4 3 号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、個人市民税については、婚姻の有無や男性のひとり親と女性のひとり親との間の不公平を解消するため、婚姻歴の有無を問わず、前年の合計所得金額が 5 0 0 万円以下である全てのひとり親に対し、ひとり親控除を新たに設けるもので、これまで控除要件の一つであ

った児童扶養手当の受給をひとり親控除の要件とはしないと定めるものであります。

さらに、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例を令和 3 年度までとしていたものを令和 6 年度まで延長するものであります。

たばこ税については、課税の公平性の観点から、葉巻たばこのたばこ税を、段階を踏んで見直すこととし、1 段階目としては、令和 2 年 1 0 月 1 日から 1 本 0. 7 グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ 0. 7 本に、2 段階目として令和 3 年 1 0 月 1 日から 1 本 1 グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ 1 本に換算するものであります。

固定資産税については、所有者の所在が震災等により不明である場合に、固定資産の使用者を所有者とみなして課税する際に、事前に通知しなければならないと定めるとともに、固定資産の登記名義人等が死亡または解散した場合であって、手だてを尽くしても所有者と思料されるものが一人も明らかとならない場合、固定資産の使用者を所有者とみなし、事前に使用者に通知の上、固定資産課税台帳に登録し、課税できると改めるとともに、現に所有している者の申告を義務づけ、申告期限を現所有者であることを知った日の翌日から 3 か月を経過した日とするとともに、現所有者が正当な理由がなく申告しなかった場合の罰則規定を定めるものであります。

国民健康保険税については、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯は全額免除、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合は、対象保険税額に前年の合計所得金額に応じた減額または免除の割合を乗じた額を免除し、対象を、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3

1日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものとするものであります。

さらに、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税等について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が、前年同期比でおおむね20%以上減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設けるものであります。

このほか、新型コロナウイルス感染症によりイベントを中止等した主催者に対して、払戻し請求権を放棄した者に対し、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるものについて、個人住民税の税額控除の対象とするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず住宅ローン減税の入居期限要件を満たせない場合でも、代わりにの要件を満たすことで、期限内入居と同様の減税措置が受けられるよう適用要件を弾力化する措置が講じられたことから、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものであります。

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものであります。

さらに、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするほか、引用条項等の改正及び条項の整理を行ったものであり、公布の日から施行し、令

和2年4月1日から適用するものであります。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の特例減免については、令和2年2月1日、固定資産の申告の義務化や罰則等の規定については令和2年7月15日、葉巻たばこの1段階目の課税見直し及び個人市民税の税率の特例については、令和2年10月1日、さらに市民税のひとり親控除等に係る規定、延滞金の特例に関する規定、新型コロナウイルス感染症の影響に係る寄附金控除及び住宅ローン控除、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置並びに地方税法附則第61条を第63条とする読替規定、元号が変わったことに伴う字句の整理を行った市たばこ税に関する経過措置についての規定、ひとり親控除等の規定に係る市民税に関する経過措置、令和3年度分の個人の市民税に係る読替規定に係る市民税に関する経過措置については令和3年1月1日、葉巻たばこの2段階目の課税見直しについては令和3年10月1日、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金、市民税の納税義務者等、均等割の税率、法人の市民税に関する各規定については、令和4年4月1日、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例規定については、令和3年1月1日からそれぞれ施行するものであります。

また、延滞金に関する経過措置として、延滞金の割合等の特例については、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものであります。

このほか、市民税に関する経過措置として、個人の市民税については令和2年度以後の年度分に適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるものでありま

すが、ひとり親控除等の規定に係る市民税については、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるものであり、令和3年度分の個人の市民税に係る申告書における地震保険料控除額については、地震保険料控除額、ひとり親控除額と読み替えるものであります。

また、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定については、令和2年4月1日以後に支払いを受けるべき給与における申告書について適用し、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定については、令和2年4月1日以後に支払いを受けるべき公的年金等における申告書について適用するものであります。

また、法人市民税の規定については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税に適用し、令和4年4月1日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び令和4年4月1日前に開始した連結事業年度分の法人市民税については、なお従前の例によるものであります。

このほか、固定資産税に関する経過措置については、別段の定めがあるものを除き、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであり、使用者を所有者とみなし課税する場合の規定については、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

また、固定資産の現所有者の申告に関する規定については、令和2年7月15日以後に現所有者であることを知った者について適用するも

のであり、平成30年4月1日から令和2年3月31日に取得された工場廃液及び大気汚染物質処理施設、産業廃棄物及びごみ処理施設、特定再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の特例については、なお従前の例によるものであります。

さらに、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に都市再生特別措置法に基づく認定郵送事業者が取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税の特例については、なお従前の例によるものであります。

このほか、市たばこ税に関する経過措置として、令和2年10月1日前に課したまたは課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例によるものであります。

また、令和3年10月1日前に課したまたは課すべきだった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例によるものであります。

このほか、都市計画税に関する経過措置については、別段の定めがあるものを除き、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものであります。

さらに、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得した家屋に対する都市計画税の特例については、なお従前の例によるものであり、令和2年4月1日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間においては、読替規定中「第47項もしくは第48項」とあるものを、「もしくは第47項」と読み替えるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出に

関する件について申し上げます。

本請願は、子どもたちの豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するために、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、自治体間で教育格差が生じることなく、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元させるため、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を国及び政府、関係機関に提出願いたいとして、山形県教職員組合山形地区支部代表から提出されたものであります。

委員会では、慎重に審査を行ったところ、学校現場が抱える課題解決のためには、教職員の定数改善を推進させるべきであり、自治体によって教育格差を生じさせないよう義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元するよう国に求めることは重要であることから、請願第4号は願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案1件は原案可決、請願1件は採択であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決

しました。

~~~~~

**日程第3 議第44号 上山市介護  
保険条例の一部を改正す  
る条例の制定について外  
2件**

(産業厚生常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第3、議第44号から日程第5、請願第2号まで計3件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案2件及び請願1件について審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第44号上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険の第1号被保険者の保険料を減免するため提案されたものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少することが見込まれるなどの世帯に属する第1号被保険者の令和元年度分及び令和2年度分の保険料について、普通徴収の納期限及び特別徴収の場合は、特別徴収対象年金の支払い日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に設定されている保険料を減免するもので、新型コロナウイルス感染症により、その属する世



帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合は保険料の全額を、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、その減少額が前年の10分の3以上かつ減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である場合で、前年の合計所得額が200万円以下である場合は対象保険料全額を、前年の合計所得金額が200万円を超える場合は対象保険料の10分の8を、前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止や失業の場合は対象保険料全額を、それぞれ減免するものであり、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号上山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、山形県後期高齢者医療広域連合が支給する後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金について、申請書の受付に関する事務を市で行うこととするもので、公布の日から施行し、令和2年4月30日から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出に関する件について御報告申し上げます。

本請願は、これまで本市観光産業の重要な柱の一つであるスキー産業の発展に大きく貢献してきた免税軽油制度が、令和3年3月末で廃止

される状況にあるが、この制度がなくなれば、軽油引取税により大幅に負担が増え、スキー場の経営を圧迫し、また、地域経済にも計り知れない影響を与えることから、免税軽油制度の継続を求める意見書を提出願いたいとして、山形市蔵王温泉字土合790の1、東北索道協会山形地区部会部会長外2名から提出されたものであります。

委員会では、慎重に審査を行ったところと、スキー場の安全な運営並びに大会開催等のために使用する軽油は多大なものであり、10年以上続いている免税軽油制度は、本市の重要な観光産業であるスキー場の経営のみならず、地域経済へ大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、請願第2号は願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案2件は原案可決、請願1件は採択であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第6 議第42号 令和2年度
上山市一般会計補正予算
(第5号)**
(予算特別委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第6、議第42号を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

○棚井裕一予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案1件について審査いたしました結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第42号令和2年度上山市一般会計補正予算(第5号)につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、家庭での学習支援等児童・生徒の教育機会を確保するため、国の方針に従い、児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備する経費や、救急隊員の感染を予防するため、消防庁舎の環境整備に要する経費など、早急に予算措置を必要とするものについて補正したもので、歳入歳出それぞれ1億6,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億4,200万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案1件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
**日程第7 請願第3号の継続審査の  
申出について外1件**  
(閉会中継続審査申出)

○大沢芳朋議長 日程第7、請願第3号の継続審査の申出について及び日程第8、請願第5号の継続審査の申出についての計2件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました請願2件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第9 議第46号 令和2年度  
上山市一般会計補正予算  
(第6号)  
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第9、議第46号令和2年度上山市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第46号令和2年度上山市一般会計補正予算(第6号)についてであります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、観光客の受入れを進める宿泊施設や観光果樹園等を支援するため、早急に予算措置を必要とする経費について計上するもので、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を176億4,500万円とするものであります。

なお、歳入につきましては、繰越金を増額するものであります。

以上、提案理由の大要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、財政課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 財政課長。

[平吹義浩財政課長 登壇]

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第46号令和2年度上山市一般会計補正予算(第6号)につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度上山市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億4,500万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」について、最初に歳入から申し上げます。

20款繰越金は、300万円を増額し、補正後の額を2億2,300万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では300万円を増額し、補正後の歳入合計を176億4,500万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

7款商工費は、300万円を増額し、補正後の額を15億7,280万3,000円とするものであります。

以上の結果、歳出合計では300万円を増額し、補正後の歳出合計を176億4,500万円とするものであります。

次に、事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出から御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

7款1項商工費4目観光物産費は300万円

の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（消費喚起）で、上山市観光物産協会が造成する宿泊商品の販売に対して補助金を交付するものであります。

補助対象事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中での観光誘客策として、3密対策を講じた上で、温泉旅館とペンションへの宿泊にサクランボ狩り、湯かった手形及びクアオルト健康ウォーキング割引券をセットにした宿泊商品の販売を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。前に戻りまして8ページ、9ページをお開き願います。

20款繰越金1項1目繰越金は、300万円の増であります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○大沢芳朋議長 10番中川とみ子議員。

○10番 中川とみ子議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第46号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま10番中川とみ子議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第46号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第46号令和2年度上山市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第10 議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第10、議案第3号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長佐藤光義委員。

〔佐藤光義総務文教常任委員長 登壇〕

○佐藤光義総務文教常任委員長 議会案第3号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

学校現場においては、新学習指導要領への対応など課題が山積しており、教材研究等の時間を十分に確保することが困難な状況であります。

子どもたちの豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、計画的に教職員定数を改善させることが必要であると考えます。

また、自治体間によって教育格差を生じさせないよう、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すべきであることから、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を国及び政府並びに関係機関に提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○大沢芳朋議長 1番谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第3号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま1番谷江正照議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第3号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第11 議会案第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について  
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第11、議会案第4号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長中川とみ子委員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 議会案第4号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

軽油引取税の課税免除の特例措置である免税軽油制度は、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など幅広い分野で認められておりますが、令和3年3月末をもって廃止されることとなっております。

本市のスキー場では、ゲレンデ整備のための圧雪車等で使用する軽油が免税となっており、冬季観光の重要な柱であるスキー産業にとって不可欠な制度となっております。

しかし、制度が廃止されれば、利用者が減少しているスキー場の経営維持はますます困難になり、地域経済全体にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このままでは、安全かつ快適なゲレンデを提供することが一層難しくなり、スキー場を訪れる人々のさらなる減少につながりかねません。

このようなことから、令和3年4月以降も現行の軽油引取税の課税免除措置が継続されるよう、意見書を提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○大沢芳朋議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第4号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま12番枝松直樹議員

から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第4号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第4号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第12 常任委員会（総務文教、産業厚生）及び議会運営委員会の所管事務の調査について

（閉会中継続調査申出）

○大沢芳朋議長 日程第12、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました件は、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中における事務の調査について申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の事務の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中における事務の調査とすることに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決された議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましても、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましても、議長に委任することに決しました。

~~~~~

## 閉 会

○大沢芳朋議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第502回定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉 会

議 長 大 沢 芳 朋

會議録署名議員 佐 藤 光 義

同 上 守 岡 等

同 上 棚 井 裕 一



